

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：2 国名：南アジア地域 担当：南アジア部  
案件名：南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年8月中旬～2014年1月下旬

2 参加要件

海外における地域総合計画、運輸・交通、物流に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス(予定)

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月19日から2013年6月21日17:00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月19日から2013年6月24日23:59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月5日12:00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月下旬～8月上旬

5 業務の目的

南アジア地域は、約16億の人口を有し、経済の自由化や規制緩和等に積極的に取り組んでおり、インド、バングラデシュ等を中心に潜在性のある経済市場圏としての存在感の高まりから、近年、本邦企業の関心も高く、進出も増加している。当該地域は、グローバリゼーションを背景に、1980年以降、年平均GDP6%の急速な経済成長を経験してきたが、域内交易量は約5%（域内交易のポテンシャル40%と言われている）と他の地域に比して低く、南アジア地域連合（South Asia Association for Regional Cooperation(SAARC)）、ベンガル湾分野経済協力イニシアティブ（Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral, Technical and Economic Cooperation (BIMSTEC)）といった地域機関が設立されたものの、地域協力は期待されたほどには進まず、域内統合が最も遅れた地域の一つと言われてきた。

しかし、近年、南アジア地域の大国であるインドにおける経済の急成長を背景に、国家経済を支える運輸交通基盤整備が急務となってくると、地域協力に関する動きにも変化が表れてきた。例えば、民間セクターのイニシアチブのもと2001年に設立された南アジアサブリージョン経済協力（South Asia Sub-regional Economic Cooperation (SASEC)）において、インド、バングラデシュ、ブータン、ネパールの地域を対象に、クロスボーダー交通インフラ整備に係るプロジェクトが実施される他、域内の円滑な越境交通の実現に向けたSAARCマルチモーダル広域運輸交通調査(2008年)の下では、広域運輸交通整備に向けた開発支援がアジア開発銀行（ADB）、南アジア各国政府を中心に進められている。また、近年、ミャンマーが進める経済改革、2015年までのASEAN経済共同体設立にむけた動き等、外部環境が変化中、南アジア各国にとってASEANとの交易拡大等の関係性の強化、南アジア地域の地域経済統合の重要性が認識され、広域交通インフラ整備への対応は、一層重要な分野と考えられている。

こうした地域間の連結性に資するクロスボーダー交通インフラ開発は、物、人の移動の為の域外への交通ルートの確保に資するだけでなく、国境等の物理的な障壁を除去することにより、大幅な輸送コスト削減と時間短縮効果を実現し、自由な経済活動を通して持続的成長に資する取組として考えられ、域内の貧困削減、地域の安定にとっても、重要な役割を担うものと期待されている。また、南アジア域外との連結性の観点からは、南アジア諸国が周辺地域（ミャンマーをはじめとするASEAN諸国）との交易を高め、域内の持続可能な開発に貢献するものと考えられる。今後、南アジア地域及び周辺地域へ多くの本邦企業が進出することが予想されているが、広域インフラ整備は本邦企業の活動基盤を支えるうえで必要不可欠であり、将来的には成長戦略の観点からも、本邦技術を活用による協力事業への発展も期待されることである。

本業務は、上記を踏まえ、南アジア、特にミャンマーと隣接する東部地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備（越境交通、越境交易に係るハード、ソフト両面からの支援のあり方）に係る、JICAとしての協力の可能性・方向性について整理、提言を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

インド、バングラデシュ、ブータン、ネパール、ミャンマー、タイの6カ国とするが、現地調査を実施する国については、提案を求める予定。

(2) 調査対象交通モード

本調査では、交通モードのうち、陸上交通（自動車、鉄道）を調査対象とする。

(3) 業務内容

本業務は、以下主要調査項目（下記、アのa～k参照）に関して関係資料、文献等の既存資料の分析及び現地調査を行い、課題分析を踏まえ可能性のある開発事業のロングリスト等（下記イ参照）の作成をすることを想定しており、調査結果については、現地にて中間報告会、最終報告会の開催（下記ウ参照）を予定している。尚、現地調査対象地域が広域である為、現地調査については複数回（最大3回程度）行うことを想定している。

ア 南アジア地域における国際経済回廊開発（道路、鉄道、ドライポート、国境施設）及び物流ネットワークの現状把握及び開発課題の分析

a 国際経済回廊開発の整備の動き、中長期開発計画

b インフラ（道路、鉄道、ドライポート（またはターミナル）、国境施設）整備状況及び課題

c 制度（貿易協定、越境交通協定、国際貨物越境協定、通関に係る制度、システム、政策、運用等）に係る現状と課題

d 政治社会情勢、自然環境概況、経済・産業構造

e 物流（主に域内中継貿易）動向

f 交通量調査

g 治安、安全

h 他援助機関（アジア開発銀行、UNESCAP、世銀等）、二国間ドナー（中国、インド等）の援助計画、支援実施動向

i SAARC、BIMSTEC、SASECによる地域統合、地域協力の動向

j クロスボーダー協力に対する各国政府の姿勢、各対象国政府が積極的に取り組めるメリット及び支援阻害要因

k 民間ニーズの把握

イ 課題分析を踏まえ、クロスボーダー交通インフラ整備を通じた地域協力の方向性の提示

a クロスボーダー交通インフラ開発における協力の可能性がある事業（ハード、ソフト面）の現状と課題

b クロスボーダー交通インフラ開発支援の可能性がある事業の概要（事業内容、事業費概算、プロジェクトの費用対効果、PPPの可能性、留意点と課題分析）

ウ 調査結果の報告

調査結果を取りまとめ、各国政府、他の開発パートナー等に説明するためのセミナー（中間報告会、最終報告会）を現地にて開催の上、フィードバックを得る。

## 7 成果品等

(1) 調査報告書

ア インセプション・レポート(IC/R) (2013年8月中旬)

イ インテリムレポート(IT/R) (2013年10月下旬)

ウ ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R) (2014年1月上旬)

エ ファイナル・レポート(FR) (2014年1月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/交通インフラ/施設計画（評価対象予定者）

(2) クロスボーダー交通ネットワーク（評価対象予定者）

(3) 交通計画

(4) 交通計画

(5) 越境インフラ開発計画（国境施設）

(6) 産業開発/貿易促進（評価対象予定者）

(7) 広域物流

(8) 環境社会配慮

## 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。